産業廃棄物処理業者に対する不利益処分について

1 被処分者及び行政処分の内容

- (1) 所 在 地 青森県八戸市大字妙字分枝 47 番地 1
- (2) 名 称 山王開発株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 崩 志津子
- (4) 許可の内容 産業廃棄物処分業(許可番号:12220127020)産業廃棄物処理施設(がれき類の破砕施設(2台)及び廃プラスチック類・木くずの破砕施設)
- (5) 処分の内容 許可取消処分

2 処分年月日

令和7年11月10日

3 不利益処分の原因となる事実

被処分者が令和7年9月11日に青森県知事から産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に係る行政手続法第15条に基づく聴聞通知が発出された後、当該通知に係る処分が決定される前にあたる令和7年9月19日に法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項に基づく廃止届出書を提出したことは、法第14条の3の2第1項第4号及び法第15条の3第1項第1号の規定に該当するものである。